

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

世帯構造と所得格差に関する分析

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

森田 陽子（名古屋市立大学経済学部）

研究要旨：女性の高学歴化や社会進出に伴い、世帯における女性の所得の位置付けも変化している。ここでは、女性の高学歴化による世帯所得の変化と、離婚等による母子世帯の貧困問題を取り上げる。「所得再分配調査」を用いた分析から、世帯主が高所得層において、その配偶者も有業の場合、高所得であること、また、近年ダクラス=有沢の法則が弱まっており、このような世帯が増加している可能性が示唆された。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯については、低所得世帯が多く、平成14年にこのような低所得世帯が増加していることがから、何らかの政策的対応が求められる。

A. 研究目的

女性の高学歴化や社会進出に伴い、世帯における女性の所得の位置付けも変化している。高所得者同士の夫婦や、離婚率の上昇で、女性の所得は必ずしも、以前のように、世帯主の所得を補助する役割ではない。このような変化がどのようなものか把握し、税制や社会保障制度において、何からの改革が必要なのかどうかを検証する。

B. 研究方法

「所得再分配調査」の平成5、8、11、14年の個票データを用い、世帯主と配偶者の所得分布、世帯構造及び、世帯類型別に見た、世帯の所得の分布を考察する。

（倫理上への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った「所得再分配調査」個票データの再集計結果等を元に行ったものである。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

世帯主の所得が高いほど、配偶者の有業率は低い。しかし、この関係は、近年弱まる傾向にある。世帯主が高所得の場合、配偶者の有業率は低い、有業している場合、その平均所得は高い。世帯の所得格差の是正に配偶者の所得の役割は小さくない。しかし、世帯主が高所得である配偶者の有業率が高ま

っており、世帯の所得格差に何らかの影響を与えている可能性がある。また、片親と未婚の子のみの世帯、中でも母子世帯は低所得世帯が多い。

D. 考察

ダクラス=有沢の法則が必ずしも成立していないこと示されたことから、世帯主と配偶者の両方を考慮した場合の世帯所得でみた所得格差が拡大している可能性がある。分析では、配偶者が有業の場合の平均就労所得は4時点ではほとんど変化がなかったが、有業率については、H14年で上昇がみられ、ダクラス=有沢の法則を弱める要因となっている。したがって、世帯所得格差が拡大しているとすれば、有業配偶者の平均所得が上昇したためというよりは、有業率の変化によるものと考えられる。

E. 結論

世帯主と配偶者が両方とも高所得の世帯が存在する。このような世帯が増加しているのか、どのような属性を持っているのかを検証することが今後の課題である。他方で、母子世帯の貧困問題が確認された。この問題が深刻化しているのか、どのような社会保障制度が必要なのか検証することが今後の課題である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表  
なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

高齢期における勤労収入の所得格差・貧困への影響に関する分析  
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

研究要旨：ほかの先進諸国と比較して、日本は高齢者に占める「就業する年金受給者」の割合が高いという特徴を持つ。こうした高齢者の所得構成上の特徴を前提に、高齢者の就業を促進した場合、どのような問題が生じるか、特に勤労収入が所得格差や貧困に与える影響について定量分析した。その結果、1990年代と2000年を比較すると、依然として高齢者の勤労収入は高齢者間の所得格差の大部分を説明する事、2000年になって「就業する年金受給者」の低所得リスクが逡減している事、男性配偶者との死別時の所得下落の最大要因は勤労収入だが、1990年代半ばとは相違し公的年金がその落ち込みを回避する方向で機能しはじめている事などを明らかにした。

A. 研究目的

ほかの先進諸国と比較すると、日本は高齢者に占める「就業する年金受給者」の割合が高いという特徴を持つ。こうした高齢者の所得構成上の特徴を前提に、高齢者の就業を促進した場合、どのような問題が生じるかについて明らかにすることを目的とする。具体的には、勤労収入が所得格差や貧困に与える影響を定量的に分析した。

B. 研究方法

これまで国立社会保障・人口問題研究所で行われてきた国際比較可能な形式での再集計結果に、当研究のために本年度同研究所で行われた厚生労働省「所得再分配調査（平成14年度）」の再集計結果を接続し、「就業する年金受給者」、「非就業の年金受給者」や「高齢単身女性」の貧困率・低所得率ならびに所得構成等を比較した。

（倫理上への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った「所得再分配調査」個票データの再集計結果等を元に行ったものである。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

1990年代と比較して2000年において依然として高齢者の勤労収入は高齢者間の所得格差の大部分を説明する事、2000年になって「就業する年金受給者」の低所得リスクは逡減している事、

ただし「非就業の年金受給者」の低リスクは増大している事、男性配偶者との死別時の所得下落の最大要因は勤労収入だが、1990年代半ばとは相違し公的年金がその落ち込みを回避する方向で機能しはじめている事が明らかになった。

D. 考察

依然として勤労収入は、日本の高齢者間の所得格差や貧困・低所得率に対して最も影響の大きい所得源となっているが、被用者年金の成熟化に伴い、そうした負の影響は小さくなると予想される。

E. 結論

マクロ経済スライドは、ゆるやかに年金給付水準を引き下げ方向に機能するが、2000年において低所得リスクが軽減したグループ、および低所得リスクが増大した「非就業の年金受給者」にどのような影響を及ぼすかは、将来の高齢者雇用や被用者年金の成熟化と連動しており不確定である。しかしながら、今後とも「雇用と年金」により公的年金への支出の伸び抑制を目指すなら、少なくとも、高齢期の就労が容易でない不安定職・歴・低技能者などを考慮し、より高い防貧機能が公的年金制度に求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- なし
- 2. 学会発表
- なし

H. 知的所有権の取得状況

- 1. 特許取得
- なし
- 2. 実用新案登録
- なし
- 3. その他
- なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

元野宿生活者への生活保障—公的扶助と民間セクターによる居住支援—  
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

研究協力者

稲田 七海（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）

主任研究者

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：1990年代後半における雇用情勢の悪化は、長期失業者を増加させる要因となった。なかでも雇用保険が十分に機能せず、住宅や家族等の生活基盤が脆弱である中高年の非熟練日雇い労働者にとっては、失業が野宿生活化（ホームレス化）と直結している。さらに、これらの野宿生活者は社会保障制度の給付の対象ではない場合が多い。本研究は、現在は生活保護を受給しながら居宅での生活を送っている元中高年野宿生活者の生活保障がいかんにして実施されているかを、大阪・釜ヶ崎で行ったアンケート調査をもとに明らかにするものである。

A. 研究目的

経済不況や雇用情勢の悪化によって増加した野宿生活者（ホームレス）の存在が社会問題化して久しい。2002年にはホームレス自立支援法案が可決、施行され、具体的な支援の方向性が示された。本研究では、これらの野宿生活者をめぐる支援の実態を明らかにした上で、民間セクターにおける取り組みとその効果について分析することを目的とする。

B. 研究方法

本研究では、『「寄せ場」における居住支援—山谷・釜ヶ崎での取り組み』（住宅総合研究所助成研究）によって2002年に実施された、大阪・釜ヶ崎でのサポータティブハウス調査のアンケート結果をデータとして用い、サポータティブハウス入居者の属性分析を行うとともに、民間セクターによる野宿生活者への支援効果について分析を行った。

（倫理上への配慮）

本研究は、『「寄せ場」における居住支援—山谷・釜ヶ崎での取り組み』（住宅総合研究所助成研究）での釜ヶ崎調査のアンケートの集計結果をもとに分析を行っている。ここでは、個人を特定することができない形で処理されたデータを利用しており、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

まず、クラスタ分析によってサポータティブハウス入居者の類型化を行った。その結果、入居者を5つのグループに類型化することができた。これらのグループは、野宿生活期間、健康状態（通院回数）、出身地等の特性が反映されている。次に、アウトリーチ活動による野宿生活期間の短縮効果进行分析するために、SPSSの比例ハザードモデルを利用してハザード分析を行った。アウトリーチについては、民間支援団体による活動、大阪市の委託事業である巡回相談員の活動、サポータティブハウス関係者による活動の3つにわけてモデルを設定したが、いずれのモデルにおいても3つの主体によるアウトリーチ活動は統計的に有意な値を示し、野宿期間の短縮化に有効に作用していることが明らかとなった。最後に、元野宿生活者の野宿離脱後の生活改善がいかなるケアとの関連性が強いかわかるために、ロジスティック回帰分析を用いて分析を行った。その結果、サポータティブハウスの居室が個室にわかれていることや、生活支援職員の常駐、コミュニケーションの増加が入居者の健康好転意識との関連が強いという結果が得られた。すなわち、これらのケアは野宿生活後の生活改善に効果的であることが明らかとなった。

D. 考察

サポータティブハウスの入居者の中に遠



厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

アメリカにおける資産格差、世代間格差、社会保障改革等に関する最近の研究動向  
－ 2004年 NBER Summer Institute 報告論文のサーベイ－

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

宮里 尚三（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：ここでは2004年 NBER Summer Institute の Aging、Social Security Working Group のセッションの報告論文をサーベイすることによって今後の資産格差や世代間格差、社会保障改革の研究の方向性について検討してみる。取り上げる報告論文は8本であるが、資産格差、世代間格差、Well-Being について研究している論文についてまず3本取り上げる。次に年金、医療についてマクロ的な視点から研究している論文を3本取り上げる。最後に介護保険や年金保険について研究している論文を2本取り上げる。

A. 研究目的

NBER（National Bureau of Economic Research）の Summer Institute が毎年7月から8月にかけて開かれるが、そこで報告される研究はその後、学術雑誌や研究書として刊行されることが多く最新の研究動向を把握するための最適な会合である。ここでは2004年 NBER Summer Institute の Aging、Social Security Working Group のセッションの報告論文をサーベイすることによって今後の所得格差や世代間格差、社会保障改革の研究の方向性について検討してみる。取り上げる報告論文は8本であるが、資産格差、世代間格差、Well-Being について研究している論文についてまず3本取り上げる。次に年金、医療についてマクロ的な視点から研究している論文を3本取り上げる。最後に介護保険や年金保険について研究している論文を2本取り上げる。

B. 研究方法

それぞれの論文の着目点や研究手法、推計結果等を簡単にまとめ、さらに先行研究との比較等を行うことで取り上げた論文のどの点が新しいのかについて考察を深める。そして、それぞれの論文の考察と同時に所得格差、世代間格差、社会保障改革等の研究分における今後の研究の方向性についても考察を行う。

（倫理上への配慮）

本研究では個票データの利用を行っておらず個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

今回の NBER Summer Institute の Aging、Social Security Working Group のセッションでは健康状態の変化や賃金ショック、運用収益変動リスクといったリスク要因を考慮した研究が多く見られたのが特徴的である一方で幸福度（Well-Being）の側面を重視した研究が行われているのは興味を引く。また90年代のアメリカの株価上昇が資産格差にはそれほど影響しおらず世帯構造の変化で90年代の資産格差を説明できるというのも興味を引く。

D. 考察

我が国の資産格差や所得格差については橘木（1998）や大竹・斉藤（1999）を代表に多くの研究が行われてきた。高齢者の増加が我が国の資産格差や所得格差を広げているという見方が強まっているが、依然として不平等感は蔓延している。それは幸福度（Well-Being）の研究で行われている主観的な幸福度の格差なのかもしれない。また、資産格差や所得格差が思った以上に広がっていないとしても健康状態に関するリスクや賃

金、運用収益の変動のリスクは常に  
つきまとう。経済状況が常に良くな  
る社会においてはそれらのリスクは  
あまり意識されないかもしれないが、  
我が国の経済状況が高度経済成長期  
のように常に良くなるとは考えられ  
ず、それ故、人々がそれらのリスク  
に対して敏感に反応しているのもし  
れない。

#### E. 結論

今後は格差に関して主観レベルま  
たは健康状態等のリスクも考慮して  
分析するのも一つの研究の方向性か  
もしれない。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的所有権の取得状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

（分担）研究報告書

「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成  
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

山本 克也（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和62年、平成2、5、8、11、14年の6期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要である。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に2、2、2、2、2、1となっている場合、これは2として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

A. 研究目的

本研究の目的は、「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性を探ることである。

B. 研究方法

データセットの時間的な整合性を確認するため、個票データをメモリーに取り込むのではなく、ハードディスク上でストリーミング処理を行うawkを利用してスクリプトを作成した。

（倫理面への配慮）

本研究は、国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲「所得再分配調査」のマイクロデータを利用した。マイクロデータを使用の際は、個人や団体が特定されないように十分留意するとともに、個人情報情報の流出のないように細心の注意を払った。そのため、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性は十分に存在することがわかった。

D. 考察

単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に2、2、2、2、2、1となっている場合、これは2として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

E. 結論

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和62年、平成2、5、8、11、14年の6期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要であるが、それは十分可能なことが判明した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

（分担）研究報告書

消費行動に関する理論的・実証的分析に基づく社会保障の給付と負担の在り方に関する研究  
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所）  
跡田直澄（慶應義塾大学商学部）  
澤田康幸（東京大学経済学部）  
高木真吾（北海道大学経済学部）  
前川聡子（関西大学経済学部）  
吉田有里（甲南女子大学人間環境学部）  
時子山由紀（国際協力銀行開発金融研究所）

研究要旨：

社会保障の給付と負担の関係を望ましいものとするためには、人々のライフサイクルにおける引退後あるいは疾病などのリスクを追った場合に必要な消費額に関する知見が必要である。本研究では、人々の所得格差や健康状態、家族構成、住居環境などを配慮しつつ、ライフサイクルにおける必要貯蓄の推移を、消費関数の数値解析的推計方法など最近の理論的な分析の展開と資産格差の要因とも関連する遺産動機など貯蓄動機に配慮した消費関数の推定を比較することなどを踏まえて、「国民生活基礎調査」等の公表データ並びにアンケート調査に基づく実証分析を応用して推計する。これにより、今後の社会保障改革において、所得格差に配慮しつつ、人々のライフサイクルに必要な消費水準を確保しつつ、社会保障の持続可能な発展につながる給付と負担の関係についての基礎的なエビデンスを提供することが期待される。

A. 研究目的

本研究事業の目的の一つである家計ベースでみた社会保障の給付と負担の在り方に関する政策の選択肢を示すためには、人々のライフサイクルにおける引退後あるいは疾病などのリスクを追った場合に必要な消費額に関する知見が必要である。したがって、これに応えるために、人々の所得格差や健康状態、家族構成、住居環境などを配慮しつつ、ライフサイクルにおける必要貯蓄の推移を、最近の理論的な分析の展開と資産格差の要因とも関連する貯蓄動機に配慮した消費関数の推定を比較することなどを踏まえて、「国民生活基礎調査」等の公表データ並びにアンケート調査に基づく実証分析を応用して推計する。

B. 研究方法

人々のライフサイクルにおいて必要な消費とこれを賄う貯蓄を推計するためには、「国民生活基礎調査」等の公表統計に基づく分析と、消費・貯蓄行動に関する最近の理論的・実証的研究の展開を把握するために、学識者等からのヒアリングを行うとともに、文献研究を行う。これを踏まえて、研究目的に即した推計方法を検討し、人々の所得格差や健康状態、家族構成、住

居環境などについての項目を持つ「国民生活基礎調査」の再集計とこれに基づく実証分析を行う。

（倫理上への配慮）

本年度は、個票データの利用は行っておらず、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

本年度は、消費関数の数値解析的推計方法など最近の理論的な分析の展開と資産格差の要因とも関連する遺産動機など貯蓄動機に配慮した消費関数の推定に関する学識者からのヒアリング等を行い、分析方法の検討を行った。次年度に統計データの使用申請、再集計と実証分析等の作業を行い、結果をとりまとめる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表  
なし
2. 学会発表  
なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

## 研究報告(平成16年度)

## 1. 所得格差の変化と年金改革の視点

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部部長

金子 能宏

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」  
平成 16 年度報告書

「所得格差の変化と年金改革の視点」

金子能宏（国立人口問題・社会保障研究所）

1. はじめに

少子高齢化の進展は、将来の労働力不足の可能性などマクロ経済への影響のみならず、年金財政の負担と給付のあり方の見直しなど社会保障財政にも影響を及ぼしている。2000年の『国勢調査』によれば、わが国の生産年齢人口(15～64歳人口)は1995年に8716万人のピークを迎えた後、2000年には8622万人に減少した。さらに、2003年の生産年齢人口は8550万人となっており<sup>1</sup>、少子高齢化がこのまま進めば、わが国の生産年齢人口は団塊の世代が引退年齢に達する2015年の7730万人を経て、2050年には5389万人に減少することが予測されている<sup>2</sup>。そのため、将来の公的年金加入者数が減少し、もしも公的年金の給付水準を現在の水準に維持するならば将来世代の負担が重くなる可能性があるため、次期年金改正に向けた年金改革の選択肢には、この問題に配慮した保険料固定方式を含む、次のような三つの選択肢が提示された（厚生労働省年金局「年金改革の骨格と方向性に関する論点」（2002年12月））。すなわち、選択肢の一つは、保険料水準を見直しながら現行の給付水準（現役手取り賃金比59%）を維持する方式（方式Ⅰ）である。この方式Ⅰでは、基礎年金給付の国庫負担を1/3(1/2)とすると、2030年以降の保険料率は26.2%（23.1%）（総報酬ベース）になることが予測されている。これと対照的な選択肢は、保険料率を2022年度から20%に固定して、この保険料率のもとで賄える保険料総額と年金給付総額とのバランスを考慮しつつ年金給付額を調整する保険料固定方式（方式ⅠⅠ）である。この方式ⅠⅠでは、少子高齢化の進展により保険料を固定したもとの保険料収入総額が減少することに対応して、国庫負担を1/3(1/2)とすると、年金給付の現役手取り賃金比率は2043年度以降45%（2032年度以降52%）になると予測されている。そして、方式Ⅰと方式ⅠⅠの中間的な選択肢として挙げられているのが、保険料水準を見直しながら現行の給付の内容や水準を見直す（給付と負担双方見直し方式（方式Ⅰ-2））である。

現役世代から引退した年金受給者の方へ所得移転が部分的にもある現在の修正積立方式の年金制度を前提にすると、少子高齢化の進展は、年金制度の加入者に保険料水準が高すぎるという加重負担感を生じさせる。「年金改革の骨格と方向性に関する論点」において保険料固定方式が提示され、社会保障審議会年金部会においてもこの方式が検討されていることは、世代間の公平性を観点として年金制度への信頼を回復するための取り組みが始まっていることを意味している。諸外国の年金改革の動向をみても、世代間の公平性に配慮した改革が近年、進みつつある。カナダでは、税財源による基礎

\*1 総務省統計局平成15年1月の人口推計（確定値）による。また、これによれば、この2年間では、72万人減少している(0.8%の減少)。

\*2 もちろん、経済環境や労働移動の条件が変化すれば、西欧諸国が経験したような外国人労働者の影響が現れて、生産年齢人口の減少はこれほど大きくはならないかもしれない。

年金と報酬比例のカナダ年金保険とが賦課方式で運営されていたが、部分積立金を有しその運用収入で将来世代の負担を軽減するために、高齢化率の進展よりも早いタイミングで報酬比例部分の保険料負担を引き上げる改革を1997年に行った。また、2002年のスウェーデンの年金改革では、遺族年金と障害年金を一般政府財源で賄う別立ての制度としたうえで、老齢年金だけを年金保険料で賄い、平均所得の伸びで変動する賦課方式部分の給付に加えて、拠出期間に応じてポイントを与え支給開始年齢時まで得られたポイントに応じて確定する給付（概念上の確定拠出年金）を加えた年金給付が支給される新しい制度が導入された。さらに、アメリカのブッシュ大統領の年金改革案では、公的年金に個人個人の年金拠出の積立分を明示して個人年金勘定を組み込み、保険料を個人の積立に寄与する部分（個人年金勘定への拠出）と社会保険として拠出する部分とに分けて、個人と社会全体の負担のバランスを図る方法が提案されている。

このように公的年金においては、保険料固定方式や概念上の確定拠出方式など世代間の公平性に配慮した改革が取り組まれているが、これらの方式のもとでは、将来の公的年金の給付水準は人口構造や社会経済の変化により変動するリスクが生じる。このようリスクに対処しながら、高齢者の多様な生活のニーズに対応できる老後の所得保障を実現するためには、公的年金制度を補完する企業年金をこれまで以上に活用する必要がある。2001年の企業年金改革により確定拠出企業年金が導入されたとはいえ、厚生年金基金や税制適格年金あるいは中小企業等共済組合の年金給付など給付立ての企業年金によって多くの労働者がカバーされ、これらの企業年金が公的年金を補完する老後の所得保障として重要な役割を果たしてきたことは確かである。しかし、図2が示すように、企業年金の普及状況には企業規模間格差があり、大企業ほど企業年金を持っている割合が高い。このことは、中小企業を引退した者に比べて、大企業に勤めて引退した者の方が、賃金の企業規模間格差を反映して高い額の報酬比例部分を含む公的年金を受給することに加えて企業年金を受け取る割合が多いので、結果的により多くの年金所得を得ることを意味している。

#### 図1 企業規模（従業員数）別に見た企業年金制度のある企業の割合

さらに、こうした企業年金の加入者になれるのは正規労働者であり、パート・タイム労働者には加入できない。企業の面からみれば、これは福利厚生費用の節約になりまた一定の条件の下では社会保険料を納めなくても良い場合があるので、企業収益の低迷が続いている1990年代、労働力人口に占めるパート・タイム労働者の割合は増加してきた。このことは、労働力として重要な地位を占めつつあるパート・タイム労働者の老後の生活保障が、配偶者（例えば夫）の公的年金と企業年金に依存することができない場合には、公的年金だけに依存することになり、職業選択によって老後の所得格差の拡大が生じてしまう可能性を示唆している。また、正規労働者とパート・タイム労働者との間には賃金格差があり、パート・タイマーの増加はパート・タイム賃金を低下させるように作用するため、正規労働者とパート・タイム労働者の代替は、これらの労働者間の所得格差を広げる可能性がある。

こうしたパート・タイム労働者や派遣労働者が増加する一方で、中高年サラリーマンのリストラによる転職、失業、離職が社会問題化している。その理由は、高齢者雇用安定法により60歳定年制が企業の義務とされ99%の企業が60歳定年制を実施するようになったにも拘わらず、年功賃金制のもとで中高年サラリーマンを雇用し続けることが、収益の伸び悩む企業にとって負担となり始めたからである。事実、1990年代後半以降、60歳以上年齢層の失業率は10%以上の高い水準となっている。このような状況にある中高年サラリーマンのリストラは、中高年世代の失業者と就業者との間の所得

格差をもたらす。さらに、厚生年金保険の給付額は報酬比例部分を含めて受給資格に達するまでの期間は加入期間に比例するので、リストラによる中高年者の離転職は加入期間の長短の広がりが大きくなり、年金受給額の格差を拡大する可能性もある。

本章では、このような日本経済や労働市場の変化と関連しながら顕在化しつつある所得格差に対して、公的年金がどのような役割を果たすことができるのか、「所得再分配調査」の再集計結果を用いながら考察する。

## 2. 高齢化に伴う所得格差の変化

現在の公的年金の役割は、社会保険方式によって、拠出に基づいて受給要件を満たす全ての人々に対して一律に年金給付を支払うことにより引退後の所得保障を行うことにある。これに対して、企業年金の役割には、退職給付として企業に長年従事してきたことに対する報酬の後払いとしての役割があると同時に、公的年金の所得代替率では引退後の消費水準が引退前の消費水準と比べて低下する可能性があるため、このような消費水準の低下を回避する補完的な所得保障としての役割がある。このような公的年金と企業年金の役割に留意して、近年の日本経済の特徴について考えるとき、見過ごすことのできない特徴が、高齢化による所得格差の拡大と労働市場の変化である。

平成 14 年の『所得再分配調査』によれば、全世帯の所得分布を示すジニ計数は 0.36 であり、これは国際的に見て必ずしも低い値とはいえない値を示している（表 1、表 2）。

表 1 ジニ計数の推移 出所 『所得再分配調査 平成 14 年』

図 2 ジニ計数の国際比較 出所 マルコ・ミラデルコ編 (2005)  
OECD・DELSA, Working Paper No.22

わが国の所得分布がクズネッツの逆U字型仮説が示唆するように経済成長とともに低下して 1970 年代には国際的に見ても低い水準にあったにも拘わらず、1980 年代から再び不平等化し始め、近年、その不平等化の程度が国際的に見ても無視できない水準に達しつつあることは、橋本 (1999) によって指摘されたことである。この問題は、その後、不平等化に対する評価には相違が見られるものの、多くの研究者によって実証分析されることとなった。まず、大竹 (1997) は、『家計調査年報』、『就業構造基本調査』、『国民生活基礎調査』に基づく所得のジニ係数の時系列データと、『全国消費実態調査』に基づく消費のジニ係数の時系列データを比較して所得分布と消費分布の不平等化傾向を指摘した。そして、大竹・斎藤 (1998) は、最近の消費分布の不平等化は、コーホート別に見た高齢化による消費の不平等化と、前の世代の不平等が遺産などにより次世代に引き継がれてしまうコーホート効果とが相まって拡大しつつあることを、『全国消費実態調査』に基づいて検証した。さらに、所得の不平等化もコーホート別に見た高齢化効果とコーホート効果とが相まって拡大していることが、1981 年と 1993 年の『所得再分配調査』を用いた大竹・斎藤 (1999)、及び平成 1 年から平成 7 年の『国民生活基礎調査』を再集計した岩本 (1999,2000) によって検証されている。一方、大石亜紀子 (1999) はジニ係数の国際比較においては国ごとの所得の定義の相違に注意した比較を行う必要性を指摘して、橋本 (1999) の結論に対する留意点を明らかにしながら、わが国における所得の不平等化傾向の特徴をまとめている。

このように所得の不平等度を測る指標としてしばしば用いられるジニ係数は、所得が複数の所得源

泉から構成される場合、それぞれの所得源泉別のジニ係数に分解することができ、所得合計のジニ係数はそれぞれのウェイト付けされた源泉別ジニ係数の合計と等しくなることが知られている。

Lerman and Yitzhaki (1985,1989,1994)によれば、世帯所得を  $y \in [a,b]$ 、 $a$ と $b$ を最低世帯所得と最高世帯所得、 $m$ を世帯所得  $y$  の平均値、 $F(y)$ を平均  $1/2$ 、区間  $[0,1]$  の一様分布関数とすると、所得  $y$  のジニ係数 (GINI) が共分散を用いた式、 $GINI = 2cov[y,F(y)] / m$ 、によって表すことができることから、世帯所得の所得源泉が  $K$  種類ある場合のジニ係数は、次のように表すことができる。

$$(1) \quad GINI = 2 * \sum_{i=1}^K cov(y_i, F(y_i)) / m,$$

ただし、 $y_i$  は  $K$  種類ある所得源泉のうち  $i$  番目の所得源泉の所得額、 $cov(y_i, F(y_i))$  は  $i$  番目の所得源泉の所得額  $y_i$  とこの所得源泉内の累積度数との共分散であり、 $y = \sum_{i=1}^K y_i$  である。さらに、平均世帯所得に対する第  $i$  所得源泉の平均所得額の比率  $S_i = m_i / m$ 、第  $i$  所得源泉の所得額と世帯所得額との相関係数  $R_i = cov(y_i, F(y_i)) / cov(y, F(y))$  を用いて、(1) 式は、

$$(2) \quad GINI = \sum_{i=1}^K [cov(y_i, F(y_i)) / cov(y, F(y))] * [2cov * cov(y_i, F(y_i)) / m_i] [m_i / m], \\ = \sum_{i=1}^K R_i G_i S_i,$$

と表すことができる。ここで、 $G_i = 2cov(y_i, F(y_i)) / m_i$  は第  $i$  所得源泉の所得分布に関する相対ジニ係数と呼ばれる。 $m_i$  は第  $i$  所得源泉を有する者の中での第  $i$  所得平均額なので、 $m_i / m$  の  $i$  に関する合計は必ずしも 1 にならない。また、世帯所得のジニ係数に対する第  $i$  所得源泉の寄与度は、 $I_i = R_i G_i S_i / GINI$ 、として表される。定義から、 $\sum_{i=1}^K I_i = 1$ 、である。この指標  $I_i$  がプラスならば、第  $k$  番所得源泉の所得分布は世帯所得の分布に対する不平等化要因とみなされるのに対して、それがマイナスならば世帯所得に対する平等化要因とみなされる。

この手法を使って、当初所得に社会保障による所得移転、すなわち年金・恩給とその他の社会保障給付を加えた、所得移転後の世帯所得 (全世界・年齢計) のジニ係数の要因分解を行った結果が、表 3 である。ここでは、所得格差が拡大したといわれる 1990 年代のジニ係数の変化と、最近のジニ係数の動向を見るために、1993 年、1999 年、及び 2002 年の 3 時点について「所得再分配調査」の再集計を行い、ジニ係数の要因分解を行った。(なお、1993 年、1999 年については財産所得の寄与度が計算できたが、2002 年についてはデータの制約から財産所得の寄与度が算出されていない点に留意する必要がある。)

表 2 所得移転後の世帯所得 (等価所得) のジニ係数の要因分解 全世界・年齢計

表 2 から、表 1 において見られる近年の所得の不平等化の要因を読みとることができる。まず、雇用者所得の不平等化と就業者に占める雇用者の割合が増え続けているために、所得の不平等化に対して雇用者所得の不平等化が寄与する程度が大きくなったことが挙げられる。世帯所得のジニ係数に対する雇用者所得の不平等が及ぼす影響の寄与度は、1993 年では 0.15、1999 年には 0.29、2002 年では 0.89 へと増加している。

これに対して、年金給付については、年金・恩給という所得源泉がジニ係数に及ぼす寄与度が、従来は正の値で影響していたのに対して、2002 年では、寄与度が負の値となり、所得移転後の世帯所

得のジニ係数を小さくする作用を発揮し始めていることがわかる。年金・恩給からなる所得源泉の寄与度は、1993年では0.32、1996年では0.36であったのに対して、1994年の年金改革以降、年金制度の改正ごと、将来の年金財政の安定化を図ることと世代間の公平性にも配慮して給付と負担の見直しが進んだために、報酬比例部分が満額年金となるための被保険者期間が伸びて、定額部分に占める報酬比例部分の割合が低下する制度変更が繰り返された。その結果、こうした改正が始まってから10年の時を経て、基礎年金の再分配機能が次第に発揮されるようになり、年金給付の所得移転を含む世帯所得のジニ係数に及ぼす寄与度は、その値の大きさは比較的小さいものであるが、負の値を示すようになった。

### 3. 所得格差の変化に対応する年金改革の視点

確かに、今日、世代間の公平性から見て、公的年金制度の現役世代から引退世代への再分配の役割には、疑問がもたれていることは事実である。現役の雇用者の立場からみると、被保険者期間を完全に満たした年金受給者に支払われる年金給付の現役勤労者の平均所得に対する比率、すなわち所得代替率が、引退後の消費生活が引退前よりも大幅に低下することの無いように設定されているために、家族を持ち始めようとする20歳代後半から30歳代前半の人たちよりも、引退した人の所得水準や消費水準の方が高くなっている現実、一つの疑問を投げかける。

このような問題に対処するために、2004年・年金改正では世代間の公平性に配慮することと、年金財政の長期的な安定化のために、保険料固定方式が採用された。確かに、保険料固定方式の場合には、現役世代の平均所得に対する年金給付の代替率は、高齢化率がさらに上昇すると低下することが予測されるが、公的年金の生活保障機能を維持するために、その代替率は低下することがあっても50%を超えるように負担と給付が調整されることとなっている。

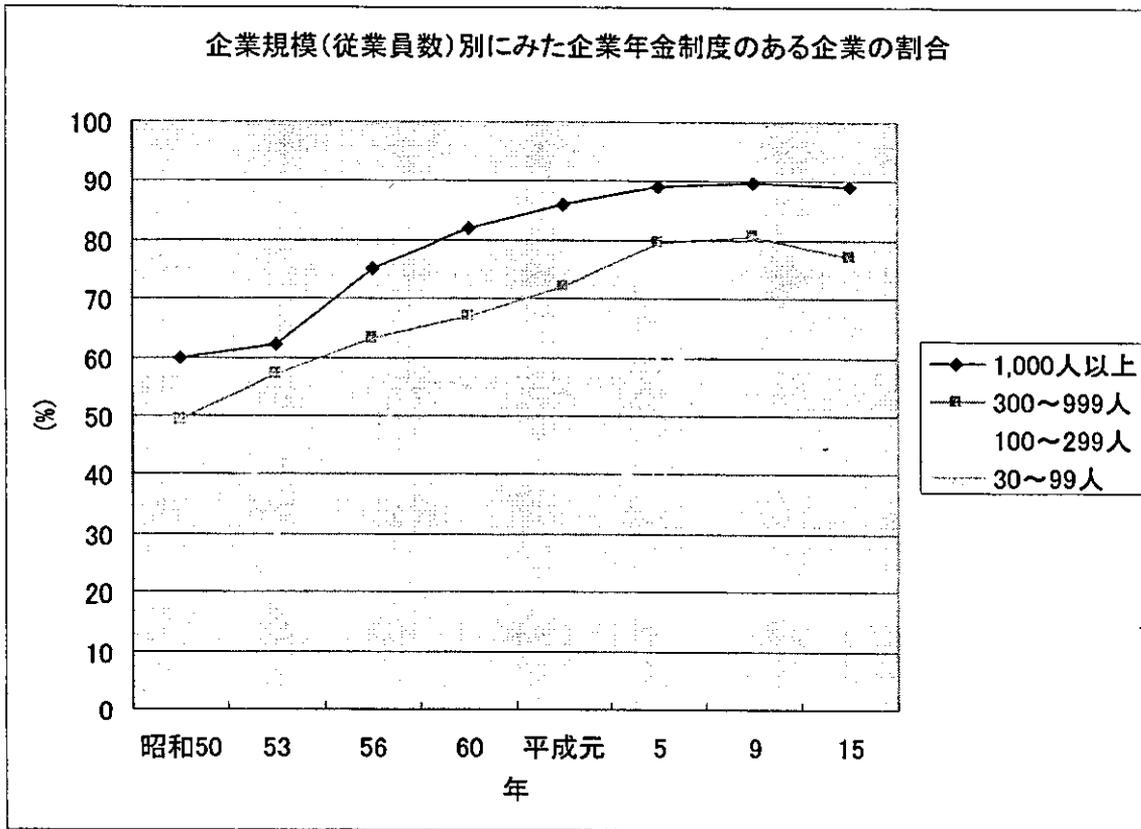
したがって、引退後の所得水準の変化を緩和したいと個人が望む場合には、このような公的年金制度改革を踏まえて、公的年金を補完する企業年金の活用は不可欠であるといえるだろう。しかし、現実には、常用労働者の平均賃金の高い大企業の方が企業年金を持っている企業の割合が高いという企業年金の普及状況における企業規模間格差がある（図2を参照）。また、企業年金の普及が企業規模が小さいほど十分ではないという現状は、転職入職率が企業規模の小さい場合の方が大きい場合よりも高くなるという労働移動の企業規模間格差（表4）とも重なって、離転職に伴う企業年金の積立金が転職先企業に移すことのできる携帯性（ポータビリティ）の確保が中小企業労働者ほど困難であるという問題がある。このことは、従来の企業年金制度による引退後の所得格差は正には限界があることを示唆している。

表3 企業規模別に見た転職入職率

したがって、世代間の公平性を観点に保険料の引き上げ抑制と給付抑制とにつながる報酬比例部分の伸びを、給付算定方式の改訂や年金課税により抑制する一方、基礎年金の国庫負担の引き上げ等の手だてにより基礎年金の給付水準を確保していくことは、2節のジニ係数の分解に見られるような年金給付の再分配効果を維持しつつ、世代間の公平性を見出す条件を整えることにつながる、意味のある年金改革の方向性であると考えられる。

- 岩本康志 (2000), 「ライフサイクルから見た不平等度」 国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』(東京大学出版会)
- 大竹文雄・斉藤誠 (1996), 「人口高齢化と消費の不平等」『日本経済研究』No.33,pp.11-35.
- 大竹文雄・斉藤誠 (1999), 「所得不平等化の背景とその政策的含意：年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第 35 巻第 1 号
- 大竹文雄 (2000), 「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』2000年7月、第 480 号
- 大竹文雄 (2004), 「所得格差と再分配政策」『現代経済学の潮流 2004』(東洋経済新報社)
- 大石亜希子 (1999), 「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』第 35 巻第 4 号
- 橘木俊詔 (1999), 『日本の経済格差』(岩波書店)
- 橘木俊詔・金子能宏編著 (2003), 『企業福祉の制度改革』(東洋経済新報社)
- 橘木俊詔編著 (2004), 『封印される不平等』(東洋経済新報社)
- マルコ・ミラデルコ編 (2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of 1990s", OECD・DELSA, Working Paper No.22

図1 企業規模（従業員数）別に見た企業年金制度のある企業の割合



出所 「退職金制度・支給実態調査報告」昭和50年、昭和53年、昭和60年、平成元年、平成5年、平成9年、平成15年の各年度版より、筆者作成

注1) 企業年金の割合とは、厚生年金基金のある企業の税制適格年金のある企業の合計が全ての企業に占める割合である。

表1 ジニ計数の推移

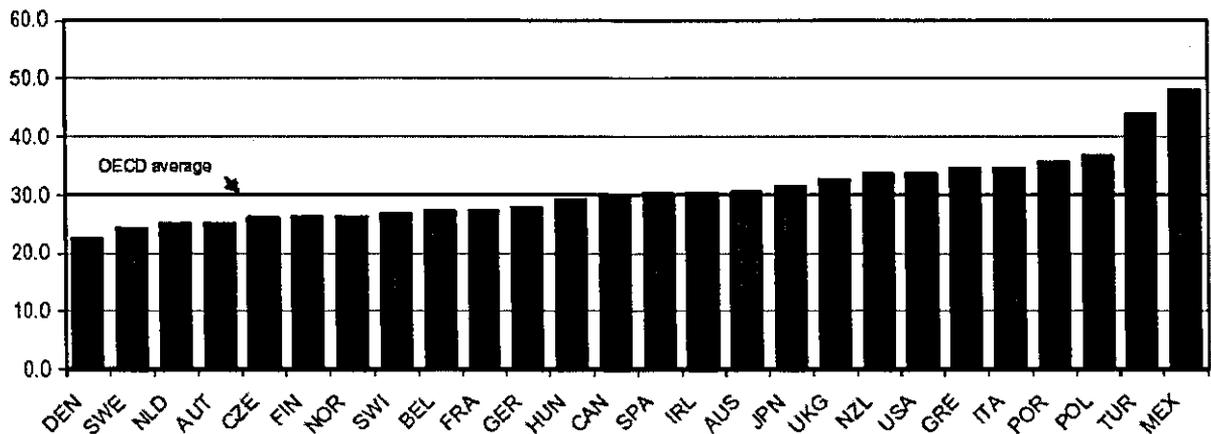
	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+現物給付+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A}\right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A}\right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A}\right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

出所 『所得再分配調査 平成14年』

図2 ジニ計数の国際比較

Figure 1. Gini coefficients of income concentration in 26 OECD countries, most recent year



Note: The income concept used is that of disposable household income, adjusted for household size (e=0.5). Gini coefficients multiplied by 100. Data refer to year around 2000, except for darker shaded countries (year around 1995).

Source: computations from OECD questionnaire on distribution of household incomes (2004, forthcoming).

出所 マルコ・ミラデルコ編(2005) OECD・DELSA, Working Paper No.22